岩倉市防犯対策費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪を未然に防止するため、防犯対策を実施することにより市民の防犯意識の高揚を図り、安全で安心なまちとすることを目的として予算の範囲内で交付する岩倉市防犯対策費等補助金(以下「補助金」という。) に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 住居等 補助金の交付を受けようする者の住所(岩倉市(以下「市」という。) の住民基本台帳に記録されている住所に限る。) と同一敷地内にある建物及び当該者が所有し、又は賃借している駐車場、倉庫等(事業の用に供しているものを除く。) をいう。
 - (2) 防犯対策 次に掲げるものをいう。
 - ア 住居等の玄関、勝手口等の出入口の錠を防犯効果の高いものに交換し、又は住居等の玄関、勝手口等の出入口の錠に補助錠、サムターンカバー、ガードプレート等を取り付けること。
 - イ 住居等のガラスを防犯ガラスに交換し、又は住居等のガラスに防 犯フィルム、補助錠、格子等を取り付けること。
 - ウ 住居等に防犯カメラ (建物の内部を撮影するものは除く。) 又はセンサーライト (建物の内部を照らすものは除く。) を取り付けること。
 - エ 自家用車両にハンドルロックバーその他盗難防止装置等を取り 付けること。
 - オ 住居等(駐車場を除く。)の敷地内に玉砂利等を敷くこと。
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、 防犯対策を実施した者であって、次の各号のいずれにも該当するものと する。
 - (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に 基づき、市の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 市税等の滞納がない者

- (3) 転売を目的として防犯対策を実施していない者
- (4) 防犯対策を実施する住居等が自ら所有するものでない場合、当該住 居等の所有者の同意が得られている者
- (5) 岩倉市暴力団排除条例(平成24年岩倉市条例第22号)に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- (6) 補助金の交付後に前各号のいずれかに該当しないことが判明した場合に、補助金を返還することについてあらかじめ同意する者 (補助金の額)
- 第4条 補助金の額は、補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、16,000円を補助限度額とする。
- 2 補助対象経費は、防犯対策の実施に係る費用(防犯対策のために購入し、及び設置した物品が新品である場合に限る。)とする。
- 3 防犯対策の種類及び数は、補助限度額の範囲内で制限を設けないものとする。
- 4 補助金の交付は、防犯対策の種類及び数にかかわらず、補助対象者の 属する世帯につき1回までとする。

(交付の申請及び実績報告)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、防犯対策を実施した日の属する年度の3月末日までに、岩倉市 防犯対策費等補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1。以下「交付申 請書兼実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し なければならない。
 - (1) 補助対象経費の領収書その他支払が確認できる書類の写し
 - (2) 防犯対策のために購入し、及び設置した物品の仕様が分かるカタログ、パンフレット、説明書等の写し
 - (3) 防犯対策を実施したことが確認できる写真(実施後の写真等)
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決

定し、岩倉市防犯対策費等補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、岩倉市防犯対策費等補助金交付請求書(様式第3)に補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の請求書に基づき、当該申請者に対し補助金を交付するものとする。

(検査等)

第8条 市長は、交付決定者に対し、防犯対策の仕様に関し、報告を求め、 又は検査をすることができる。

(交付決定の取消し)

- 第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 第3条及び第4条第4項に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 第12条第1項ただし書の規定による市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、貸し付け、 廃棄し、又は担保に供したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を 取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決 定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(危険負担)

第11条 防犯対策の実施の際の作業者の瑕疵及び防犯対策の実施後に生じた問題による損害について、市は、その責を負わない。

(財産の処分制限)

第12条 補助金の交付を受けて購入し、及び設置した防犯対策のための物品(以下「取得物品」という。)は、補助金の交付の日から3年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、市長がやむを得な

いと認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により承認を受けた交付決定者に対し、 当該承認に係る取得物品の処分による収入があったときは、その収入の 全部又は一部を市に納付させることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。